

改正

平成24年3月23日条例第9号

平成25年12月16日条例第30号

築上町霊園条例

(設置)

第1条 環境の整備を図るとともに公共の福祉の増進に寄与するため、築上町霊園（以下「霊園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 霊園の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 やすらぎの丘霊園
- (2) 位置 築上町大字山本287番地1

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 墓地 墳墓、碑石等を設けるため町長が指定した場所をいう。
- (2) 墳墓 焼骨を埋蔵する施設をいう。
- (3) 碑石 後世に伝えるべき事柄を彫刻して建設するものをいう。

(霊園の施設)

第4条 霊園には、墓地その他の必要な施設を設けるものとする。

(使用の目的)

第5条 墓地は、墳墓及び碑石並びにこれらに類する施設の建設の目的以外に使用することができない。

(使用の許可)

第6条 墓地を使用しようとする者は、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。

- 2 町長は、墓地の使用を許可したときは、当該許可を受けた者（以下「使用者」という。）にやすらぎの丘霊園墓地使用許可証（以下「許可証」という。）を交付する。

(使用者の資格)

第7条 墓地を使用することができる者は、町内に住所を有する者又は町内に住所を有する者の中

から管理人を選定できる者でなければならない。

(使用区画数及び面積)

第8条 墓地の使用は、使用者1世帯につき1区画とする。ただし、町長が特別の理由があると認められた者については、この限りでない。

2 墓地1区画の面積は、別表のとおりとする。

(管理)

第9条 霊園の維持管理は、町が行う。

2 使用者は、墓地、墓碑等墓地区画内の維持管理を行う。

(永代使用料)

第10条 墓地の使用者は、別表に定める永代使用料（以下「使用料」という。）を使用許可日に納付しなければならない。

(永代管理料)

第11条 墓地の使用者は、清掃その他霊園の管理運営に要する経費として別表に定める永代管理料（以下「管理料」という。）を使用許可日に納付しなければならない。

2 町長は、前項の規定により納付された管理料を基金として積み立てるものとし、この基金の運用から生じる収益は、管理運営に必要な費用に充てるものとする。

(使用料及び管理料の改定)

第12条 町長は、使用料及び管理料の額を供用開始年度から起算して15年経過後、基金の取崩しにより霊園の管理運営に支障が生じたときは、これを改定することができる。

(使用料及び管理料の不還付)

第13条 既納の使用料及び管理料は、還付しない。

(管理人の選定)

第14条 使用者が町外に転出したとき又は町内に住所を有しない場合においては、町内に住所を有する者の中から管理人を選定し、又は管理履行誓約書を町長に届け出なければならない。

(使用の制限等)

第15条 町長は、使用者に対してその使用について制限し、又は条件を付し、若しくは維持管理上必要な措置を命ずることができる。

2 使用者が前項の措置を行わないときは、町長がこれを行い、その費用を使用者から徴収する。

(使用権の承継及び譲渡)

第16条 墓地を使用する権利（以下「使用権」という。）は、祭しを主宰すべき者がこれを承継す

る場合のほか、次の各号のいずれかに該当したときでなければ、承継又は譲渡することはできない。

- (1) 相続人、相続人のないときは町長から特に許可を受けた親族又は縁故者
- (2) 使用権を取得後、墓石を設置しない状態で、親族、縁故者等に譲渡するとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、その権利を移転するには、あらかじめ町長に願い出、承認又は許可を受け、名義変更の手続をとらなければならない。

3 前項により許可する場合、従前の使用権者と新たに許可される者の居住区分（町外・町内）が異なるときは、差額を徴収するが、還付は行わない。

（使用許可の取消し）

第17条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、霊園の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 前条各号により許可された者以外の者に売り渡し、若しくは譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) 管理料を滞納し、その期間が3年を経過したとき。
- (4) この条例又はこれに基づく規則若しくは指示に違反したとき。

（使用墓地の返還）

第18条 使用者は、使用墓地が不用になったとき又は前条の規定により使用許可を取り消されたときは、速やかに、これを原状に回復して町長に返還しなければならない。

2 使用者が前項の規定による原状回復の義務を履行しないときは、第15条第2項の規定を準用する。

（使用場所の変更又は返還命令）

第19条 町長は、事業執行上又は霊園の管理上特に必要があると認めるときは、使用者に対し、使用場所の全部又は一部の変更又は返還を命ずることができる。

2 町長は、前項に規定する場合において、これに要する費用を負担する。

（許可証の再交付及び手数料）

第20条 使用者は、許可証を損傷し、紛失し、又は滅失したときは、許可証の再交付を受けなければならない。

2 許可証の再交付、承継使用その他による許可証の書換えについては、1件につき500円の手数料を徴収する。

（使用権の消滅）

第21条 次の各号のいずれかに該当するときは、霊園の使用権は消滅する。

(1) 使用者が死亡し、祭しの承継人がいないとき又は祭しを承継する者から2年を経過しても町長に承継申請をしなかったとき。

(2) 使用者が住所不明となり7年を経過したとき。

(墳墓の改葬又は移転命令)

第22条 町長は、前条第1号の理由が発生し、使用権の消滅後3年を経過したとき又は同条第2号に該当したときは、その墳墓を一定の場所に移転し、改葬することができる。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の椎田町霊園設置条例（平成4年椎田町条例第30号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成24年3月23日条例第9号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月16日条例第30号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第8条・第10条・第11条関係）

墓地の面積及び永代使用料・永代管理料

(円)

区分	墓地の大きさ			使用者	永代使用料	永代管理料
	間口 (m)	奥行 (m)	面積 (㎡)			
大	3.0	4.0	12.0	町内者	1,146,024	194,400
				町外者	1,375,228	194,400
中	2.5	2.8	7.0	町内者	668,514	113,400
				町外者	802,216	113,400

小	2.0	2.5	5.0	町内者	477,510	81,000
				町外者	573,012	81,000